

特定非営利活動法人 NPO フレンズ

定 款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPO フレンズという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県廿日市市阿品一丁目3番19-1004号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々に対して、情報化社会に適応して暮らせるために、効果的なサービスを提供し、まちづくりと地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 環境の保全を図る活動
- ⑤ 地域安全活動
- ⑥ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑦ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① NPO、各種団体との交流、連携
- ② 地域安全活動支援事業
- ③ 地域見守り、福祉事業
- ④ 子ども新聞、中高校生、及び各種新聞支援発行事業

第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で総会における議決権を有するもの。
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの。

2. この定款に定める以外の会員は理事会で別に定めることができる。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 代表理事は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名できる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えねばならない。

- (1) 定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品等の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第四章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 20名以内
- (2) 監事 1名

2. 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてふくまれることになってはならない。
4. 監事は、理事又は職員を兼ねる事は出来ない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があったとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
5. 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況の監査をすること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2. 前号の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その任期を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事及び監事のうち、その定員の 3 分の 1 を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対して、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあるとみとめられるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以内の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置く。

2. 職員は、代表理事が任免する。

第五章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く、第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他理事会が必要と認める重要な事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎年一回開催する。

- 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2. 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を 5 日前までに書面及び電磁的方法をもって通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

（議決）

- 第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2. 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3. 総会における正会員の議決権は、会費の口数に関わらず 1 会員 1 票とする。
 - 4. 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項

- について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
3. 前項の規定により表決した正会員は前2条次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 4. 議会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2名以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があつたとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第六章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載する書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定によって表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること）
 - (3) 前項の規定によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長がその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算に関する書類は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算通過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日にはじまり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄を使用とするときは、総会の議決を経なければならない。

第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続きの開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 前項 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾をえなければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数を持って決した総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報にて行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については当法人のホームページに掲載して行う。

第十章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理 事 長	藤 原 眞 也
副理事長	松 崎 則 子
理 事	中 川 淳 次
理 事	戸 田 修 嗣
理 事	屋 舟 道 信
理 事	國 村 栄次郎
理 事	前 田 君 典
理 事	兒 玉 宏
理 事	波 多 野 裕 昭
監 事	大 場 史 郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。